

## 令和6年度富士山混雑情報等動画広報業務委託業者選定基準

### <審査の方法>

(1) 提出された企画提案書により審査する。

(2) 各選定委員は、次項に定める審査項目及び基準により採点する。

項 目		審査基準
1	事業の理解度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 開山期間中の富士山の混雑状況や、今夏の富士山に係る両県の取組等について、正しく理解しているか。</li><li>・ 混雑を回避するための方法(混雑平準化)を周知することで混雑緩和を目指す事業目的を理解しているか。</li></ul>
2	事業の実行力	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか。</li><li>・ 過去に類似業務の実績を有しているか。</li></ul>
3	広告の内容等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 広告の種類や方法が、多くの富士山登山者の目にふれるようなものになっているか。</li><li>・ 広告等を目にした際に、混雑情報等動画の視聴に誘導できるような(クリック数が増えるような)工夫がなされているか。</li></ul>
4	経費見積りの妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業費の積算は適切か。</li><li>・ 事業内容に見合った経費見積りとなっているか。</li></ul>